

平成 28 年 3 月 31 日
(変更) 平成 29 年 2 月 28 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 平成 28 年度 年度計画

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 31 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

東日本大震災に関しては、国、会社（高速道路株式会社法（平成 16 年 法律第 99 号。以下「道路会社法」という。）第 1 条に規定する会社をいう。以下同じ。）等とも協力しつつ、状況に応じて、適時適切な対応を図る。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

会社と締結した協定に基づき、会社と連携協力しつつ高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、業務運営の効率化に努める。

1 組織運営の効率化

必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の 4 部により、組織運営の効率化に努める。

2 一般管理費の縮減

外部委託、集約化、IT の活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費（人件費及び特殊要因を除く。）について、平成 24 年度に比べ、4%以上の削減を行う。

3 調達等合理化の取組の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）に基づき、平成 28 年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。

また、平成 27 年度「調達等合理化計画」の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。

4 積極的な情報公開

次に掲げる取組を実施することにより、情報公開を行うとともに、公開内容の充実を図る。

その際、セグメント情報、会社情報等を含め、ホームページ、パンフレット、ファクトブック等で分かりやすく提供する。

また、機構の業務運営や高速道路事業に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用する。

① 財務内容の公開

財務諸表等を公開する。

その際、セグメント情報もホームページに掲載する。

また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。

② 資産の保有及び貸付状況の公開

ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新する。

③ 債務の返済状況の公開

機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。また、決算時において、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。

④ 債務返済の見通しの根拠の公開

債務返済の見通しに関する根拠（金利、交通量、収入、経済動向等）について公表する。

⑤ 費用の縮減状況等の公開

高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、該当する工事の債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。

また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的指標を公表する。

⑥ 評価及び監査に関する事項

機構が行う業務実績報告及び自己評価、監事の監査報告、大臣から通知される年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、ホームページで情報の提供を行う。

⑦ ホームページ等の充実

上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実を図る。

また、ホームページのアクセス状況を引き続き調査・分析するとともに、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう充実

を図る。

⑧ 業務パンフレット等による広報

機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供する。

5 業務評価の実施

業務の効率性及び透明性の向上を図るため、通則法に基づき業務全体について自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け、債務の返済等の業務を適切に実施する。

1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け

① 道路資産台帳を作成し、これを適切に更新することにより、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施する。

② 貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、国及び会社と一体となって平成 26 年度には特定更新等工事やメンテナンスサイクルの充実等の協定変更を行うなど、高速道路の安全性を一層向上させる措置を講じ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図った。上記を踏まえ、高速道路の管理の実施状況を把握し、国民や利用者によりわかりやすく伝えるため、会社と連携し、会社から報告を受けている「維持、修繕その他の管理の報告書」の記載内容の更なる充実を図り、ホームページを通じて公表する。

なお、実地確認等を通じて機構が把握した高速道路の管理の実施状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理に適切に反映されるよう、引き続き国及び全会社に提供し情報の共有化を図る。

③ 機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、会社においてその達成が適切になされるよう、機構がリーダーシップを持って、会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の更なる充実を通じ、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図る。

2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

① 会社との協定の締結に当たっては、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向

等の見通しについて最新の知見に基づき十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定める。

なお、債務引受限度額のうち新設及び改築に係るものについては供用予定区間を単位とすることを基本とし、修繕に係るものについては修繕時期及び施設の長期的な健全性を考慮して当該限度額の設定単位を定め、単位ごとに適正な額を設定する。

- ② 貸付料は、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を機構の貸付期間内に償うものとなるよう定める。

また、毎事業年度の貸付料の額は、会社が徴収する料金収入から高速道路の管理費を控除することにより算定することとし、将来における料金収入及び管理費を見通した上で、その計画値をもって算出する。

なお、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることで、適正な貸付料の算定を図る。

- ③ 大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更する。その際、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。

さらに、これに基づき、業務実施計画（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。）を見直す。

また、貸付料の額又は会社が徴収する料金の額が、法第 17 条に規定する貸付料の額の基準又は道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下「措置法」という。）第 23 条に規定する料金の額の基準に適合しなくなると認める場合その他の業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合においても、必要に応じて、会社と協議の上、協定を変更するなど、適切な措置を講ずる。

なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たす。

- ④ 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、機構の収支予算の明細を踏まえ、金利、交通量等の変動を常時注視し、債務返済の見通しについてできる限り定量的に把握することを通じて、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と明確に区分した上で適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次の 1) ～ 3)

に掲げる点に留意する。

また、平成 28 年度末時点における機構の有利子債務残高を 29.0 兆円（業務実施計画の計画値）以下とすることを目指し、貸付料及び占用料その他の収入の確保を図り、一方で、安定的に低利での円滑な資金調達に努めるなど、徹底した業務コストの縮減を進める。

- 1) 全国路線網に属する高速道路（法第 13 条第 2 項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、平成 28 年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。
 - 2) 首都高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 2 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）及び阪神高速道路（道路会社法第 5 条第 2 項第 5 号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、平成 28 年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。
 - 3) 業務実施計画の対象となる高速道路ごとの債務（全国路線網に属する高速道路にあつては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算した額）について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表すること。
- ⑤ 会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、引き続き実地を含めた確認を一層的確かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明する。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進する。
- ⑥ SA・PAの維持管理における関連事業の費用負担の適正化を図る。
- ⑦ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、金融情勢を踏まえ、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減する観点から、「長期・固定」を基本とし、超長期年限による調達を拡充するなど、調達の多様化に努める。

3 会社に対するスマート I C の整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け

国から交付されるスマート I C の整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。

4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、国、当該出資地方公共団体及び会社とも協力し、効率的な事務手続に努めることとし、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施する。

5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み

① 協定に基づき、会社の経営努力による高速道路の新設、改築及び修繕に要する費用の縮減を助長するための仕組みについて、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」（以下「助成委員会」という。）の審議を行う等、平成 27 年度に大規模更新事業や修繕について会社が活用しやすいよう改善した手続きも含めて、適正な運用を行い、会社の更なる経営努力による費用の縮減を促すとともに、引き続きより良い制度となるよう検討を行う。この仕組みを通じて安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促す。

また、貸付料の額を固定すること（料金収入の実績による増減を除く。）により、維持、修繕その他の管理に要する費用（債務引受額に係るものを除く。）の縮減が、直接会社の業績に反映される仕組みとし、協定の適切な見直しを通じてその成果を国民に還元する。

② 助成対象額の算定については、助成金交付要綱に基づき、適切に実施する。

また、助成委員会における審議を経て認定した助成対象技術等については、機構がリーダーシップを持って、会社との連絡調整会議等で積極的な活用や標準化を促す。

これら助成金の交付額や助成委員会の審議内容等については、機構ホームページで分かりやすく公表し、透明性の向上を図る。

6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

① 措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、現地の状況を熟知している会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、通行止め等の行政措置を遅滞なく実施する。

また、道路占用や高速道路への連結の許可に当たっては、適切な道路管理を確保しつつ、道路を利用した国民へのサービス向上が図られるよう、必要に応じ「高架下利用等検討会」にて審議を行うほか、平成 27 年度から導入した占用入札制度、占用事務委託制度を適切に運用する。

また、特殊車両通行許可の事務を含め、権限代行事務全般について継続的に点検を行うとともに、簡素化・包括化等の更なる検討を行い、必要に応じて見直しを実施する。

② 平成 26 年度に定めた車両制限令違反車両の取締りの強化の基準について適切に運用するとともに、会社と連携して更なる違反者の減少につながる取組みの強化に努める。

また、特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図る。

7 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

本州と四国を連絡する鉄道施設の管理については、本州四国連絡高速道路株式会社の協力を得て、安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、適切に行う。なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施する。

また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収する。

8 業務遂行に当たっての取組

業務遂行に当たっては、以下の取組を実施する。

① 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進

国及び出資地方公共団体並びに会社の協力を得て、円滑に業務を実施するため、これら関係機関と積極的に情報及び意見の交換を行うなど、緊密な連携を図る。

② 高速道路事業の総合的なコストの縮減

協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促し、これらに係るコスト縮減努力が図られるよう工夫する。

③ 高速道路の利用促進

協定に基づき、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促す。

なお、高速道路利便増進事業について、会社と協力して交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用する。

④ 調査・研究の実施

内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関する調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、機構ホームページ等を通じて会社をはじめ関係機関に情報提供する。

⑤ 環境への配慮

環境への負荷の低減に配慮した調達を推進する。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく「平成 28 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、

環境物品等の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達する。

また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促す。

⑥ 危機管理

地震、風水害、大規模な交通事故等により高速道路の供用に重大な影響を与える事態が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、重要業務を遅滞なく執行するとともに、会社及び関係行政機関と協力して、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の措置を講ずる。

特に、大規模災害等により機構本部での重要業務の継続が困難な場合には、関西業務部において代行するほか、会社において必要な対応が適切に実施できるよう会社と連携し仕組みを構築する。

また、災害等への迅速、的確かつ効果的な対応が取れるよう体制を強化し、危機管理能力の向上を図るため、会社及び関係行政機関と連携し、当該事態を想定した訓練を実施するとともに、災害に備えた機構独自の非常時参集訓練（不定時）や重要業務の継続訓練等を適宜実施する。

なお、災害対策基本法に基づく道路区間指定の適用事例を引き続き検証し、必要に応じて体制・運用の充実・強化を図る。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 財務体質の強化

債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図る。

2 予算（別表1のとおり）

3 収支計画（別表2のとおり）

4 資金計画（別表3のとおり）

IV 短期借入金の限度額

一時的な資金不足等に対処するため、短期借入金の限度額は、単年度 9,600 億円とする。

V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

京都市道高速道路1号線（新十条通）の一部については、通則法第46条の3の規定に基づき、平成31年に現物により払い戻すことについて、当該払戻しの請求をすることができる旨を催告する。

このほか、道路の計画の変更等に伴い不要財産が発生した場合には、これを売却し、債務の返済に充てる。

VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし

VII 剰余金の使途

なし

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

該当なし

2 業務の実施について

機構が実施すべき業務を厳格に実施するため、平成25年度に整備した措置を遵守するとともに、職員の意識啓発に引き続き取り組む。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行う。

3 人事に関する計画

① 方針

1) 個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を処遇に反映させるとともに、外部機関主催の各種研修等を活用し、機構職員に必要な業務リスク管理等の知識及び能力の養成に努める。

2) 人員の適正な配置により業務運営の効率化を図る。

② 人員に関する指標

常勤職員数は、85人を上回らないものとする。

③ 人件費に関する指標

人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

給与水準については、通則法に基づき国家公務員の給与水準等を十分考慮し、手当を

含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

4 内部統制について

平成 27 年 4 月 1 日施行の通則法の改正に伴い整備した、業務の適正を確保するための体制等の下で、適切に運用する。

また、情報セキュリティ対策については、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ策定した機構の情報セキュリティポリシーに基づき、適切に推進する。

5 機構法第二十一条第三項に規定する積立金の使途

前中期目標期間に取得した鉄道施設に係る償却資産について、当年度分の減価償却及び除却を行う費用に充てる。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成28年度)

【総表】

別表1 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
業務収入	1,849,215
道路業務収入	1,848,305
鉄道業務収入	910
政府等出資金受入	39,218
政府等補助金受入	2,847
債券及び借入金	1,289,400
社会資本整備事業収入	391
業務外収入	18
計	3,181,089
支出	
債務返済費	3,241,706
東京湾横断道路償還金	5,294
無利子貸付金	41,902
経営努力助成金	478
業務管理費	15,267
高速道路管理費	8,160
鉄道施設管理費	7,107
一般管理費	1,404
人件費	957
物件費	446
業務外支出	82,518
計	3,388,568

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	1,519,902
経常費用	1,519,902
道路貸付業務費	992,777
助成業務費	478
鉄道施設利用業務費	8,968
一般管理費	1,577
人件費	962
経費	616
財務費用	401,953
道路資産取得関連費用	114,149
臨時損失	-
収益の部	1,754,612
経常収益	1,727,335
受取貸付料	1,706,970
占用料収入	2,257
連結料収入	2,333
受取施設利用料	826
その他の売上高	18
補助金等収益	53
資産見返負債戻入	6,907
鉄道施設建設見返債務戻入	7,968
財務収益	3
雑益	0
臨時利益	27,276
当期純利益	234,710
前中期目標期間繰越積立金取崩額	70
当期総利益	234,780

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	3,508,375
業務活動による支出	532,948
管理費支出	99,666
その他支出	433,282
投資活動による支出	122,400
財務活動による支出	2,852,262
次期への繰越金	764
資金収入	3,508,375
業務活動による収入	2,103,661
投資活動による収入	80,300
財務活動による収入	1,323,642
前期よりの繰越金	771

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成28年度)

【高速道路勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)	
区分	金額
収入	
業務収入	1,848,305
道路業務収入	1,848,305
政府等出資金受入	39,094
政府等補助金受入	2,808
債券及び借入金	1,289,400
社会資本整備事業収入	391
業務外収入	3
計	3,180,001
支出	
債務返済費	3,241,706
東京湾横断道路償還金	5,294
無利子貸付金	41,902
経営努力助成金	478
業務管理費	8,160
高速道路管理費	8,160
一般管理費	1,397
人件費	952
物件費	445
業務外支出	82,518
計	3,381,454

別表2 収支計画

(単位:百万円)	
区分	金額
費用の部	1,510,924
経常費用	1,510,924
道路貸付業務費	992,777
助成業務費	478
一般管理費	1,568
人件費	956
経費	611
財務費用	401,953
道路資産取得関連費用	114,149
臨時損失	-
収益の部	1,745,284
経常収益	1,718,471
受取貸付料	1,706,970
占用料収入	2,257
連結料収入	2,333
資産見返負債戻入	6,907
財務収益	3
雑益	0
臨時利益	26,813
当期純利益	234,360
当期総利益	234,360

別表3 資金計画

(単位:百万円)	
区分	金額
資金支出	3,489,453
業務活動による支出	525,834
管理費支出	92,552
その他支出	433,282
投資活動による支出	110,800
財務活動による支出	2,852,262
次期への繰越金	556
資金収入	3,489,453
業務活動による収入	2,102,718
投資活動による収入	62,700
財務活動による収入	1,323,518
前期よりの繰越金	516

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

日本高速道路保有・債務返済機構年度計画の予算等(平成28年度)

【鉄道勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
業務収入	910
鉄道業務収入	910
政府等出資金受入	124
政府等補助金受入	39
業務外収入	15
計	1,088
支出	
業務管理費	7,107
鉄道施設管理費	7,107
一般管理費	7
人件費	5
物件費	2
計	7,114

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	8,978
経常費用	8,978
鉄道施設利用業務費	8,968
一般管理費	9
人件費	5
経費	4
収益の部	9,328
経常収益	8,865
受取施設利用料	826
その他の売上高	18
補助金等収益	53
鉄道施設建設見返債務戻入	7,968
財務収益	0
臨時利益	463
当期純利益	350
前中期目標期間繰越積立金取崩額	70
当期総利益	420

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	18,922
業務活動による支出	7,114
管理費支出	7,114
投資活動による支出	11,600
次期への繰越金	208
資金収入	18,922
業務活動による収入	943
投資活動による収入	17,600
財務活動による収入	124
前期よりの繰越金	255

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。